

# 雲仙市緊急消費喚起対策商品券

## 商品券取扱店 募集要領

雲仙市 観光商工部 商工労政課

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外食及び会食等の自粛により、飲食店の利用が大幅に減少するなど、市内の飲食業に甚大な影響を及ぼしているため、「雲仙市民」を対象に、市内飲食店の利用を促し、併せて他の業種においても消費喚起を促すことにより、市内産業の活性化を図る。

## 2. 商品券事業概要

### (1)商品券名称

雲仙市緊急消費喚起対策商品券

### (2)発行者

雲仙市

### (3)配布対象者

雲仙市全世帯の世帯主

### (4)利用可能期間

令和3年9月初旬(発行日)から令和3年12月末日まで

## 3. 商品券の利用対象とならないもの

- (1)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2)出資や債務、公共料金等の支払い(税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- (3)有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4)土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (5)たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う者並びに同条第5項に規定する営業を行う者等、社会通念上不適切と認められる営業への支払い
- (7)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8)商品券の交換又は売買

## 4. 取扱店申込資格

雲仙市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、雲仙市内の店舗等に限り商品券を利用可能とする。ただし、下記に規定する事業者は対象外とする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2)風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う者並びに同条第5項に規定する営業を行う者等、社会通念上不適切と認められるもの。
- (3)法令又は公序良俗に反するもの。

## 5. 取扱店注意事項及び厳守事項

- (1)登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2)市が配布する告知ツール(ポスター)を商品券利用者にわかりやすく、見やすい場所に掲示する。
- (3)商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4)商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。
- (5)換金目的での商品券の購入は行なってはならない。
- (6)自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7)商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8)商品券を、事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金、諸経費)の支払いに使用してはならない。
- (9)市は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

## 6. 商品券の換金

- (1)取扱店の換金手数料は無料とする。
- (2)換金は、市が請求書を受領し随時、銀行振込とする。(10日程度)
- (3)商品券の換金を受けようとする取扱店は、市が指定する「雲仙市緊急消費喚起対策商品券取扱店換金請求書」に使用された当該商品券を添えて、市役所商工労政課(吾妻)又は各総合支所地域振興課へ提出する。なお、請求書の提出は雲仙市役所の開庁日(8:30~17:15)とする。
- (4)換金請求期限は令和4年2月末日までとし、期間を過ぎての換金には一切応じないものとする。

## 7. 申込み・登録について

### (1) 申込方法

取扱店に申込みをされる方は、この「募集要領」に同意のうえ、市が指定する「雲仙市緊急消費喚起対策商品券取扱店登録申請書」を市役所商工労政課(吾妻)又は各総合支所地域振興課へ提出、もしくは、郵送の場合は下記あて先へ送付する。なお、雲仙市商工会員の方においては、雲仙市商工会での受付も可能とする。

(あて先) 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地  
雲仙市役所 商工労政課

### (2) 申込期限

令和3年12月28日まで(※商品券取扱店の情報は、市ホームページで随時、更新し掲載します。)

### (3) 取扱店の登録

取扱店は、申請書提出後、市の審査及び必要に応じた調査により、適当と認められる場合、登録するものとする。

市が、取扱店として登録した場合、郵送により「雲仙市緊急消費喚起対策商品券取扱店認定通知書」と併せて告知用ツール(掲示用ポスター等)を配布する。